

海区漁業調整委員候補者の選定基準（漁業者委員）

	評価項目	主な基準	採点	評価点	説明	
1	漁業者・漁業団体等からの信頼（20点）	漁業団体等からの推薦		20	海区委員は、「漁業生産力を向上させるため海面における総合利用を図る」といった高度な調整能力が求められており、本県の漁業団体（水協法に基づくもの）をはじめとした団体や漁業者からの信頼を得る必要がある。ただし、漁業団体等は任意団体を除く。 なお、2以上に当てはまる場合、より高い方の配点のみを加点する。	
		他漁業者からの推薦		5		
		個人応募		0		
		小計	0	20		
2	漁業への熱意・見識度（50点）	(1) 海区漁業調整委員会委員歴			海区委員は、「漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者」のうちから任命する必要があるため、海区委員の経験がある者の方が好ましい。	
		委員歴あり		10		
		委員歴なし		0		
		(2) 認定漁業者等の資格				指導漁業士、青年漁業士及び認定漁業者は、一定以上の基準を満たしていることを客観的に認定されていることから、漁業者委員として適切かつ有用な議論ができることが期待される。なお、2以上に当てはまる場合、最大で10点までの配点とする。  指導漁業士：優れた経営を通じ漁業者の育成に指導的な役割を果たすとして、神奈川県より認定。 青年漁業士：意欲的に漁業に取り組み、識見、経営内容等に優れた漁業者として神奈川県より認定。 認定漁業者：「漁業改善及び再建整備に関する特別措置法」に基づき、経営改善計画を作成し知事等から認定を受けた者。
		指導漁業士		10		
		青年漁業士		5		
		認定漁業者		5		
		(3) 漁業協同組合の職歴				漁業協同組合の組合長並びに理事等役員は、漁業者を組合員とした団体を取りまとめるとともに運営に直接関与しており、かつその漁協の代表として他団体との調整を図る重責も担っていることから、漁業者委員としてその地区の漁業者の意見を代表する者としてふさわしい。 また、総代も同様に総会においてその他組合員を代表して意見を述べる立場であることから、漁業者委員として好ましい。 なお、2以上に当てはまる場合、より高い方の配点のみを加点する。 (例：副組合長(12点)と総代(5点)の両方を経験しているものは、12+5とはならず、より高い配点の12点のみを加点する)
		組合長経験者		15		
		副組合長経験者		12		
		理事・監事経験者		10		
		総代		5		
		職歴なし		0		
		(4) 漁業協同組合以外の漁業団体等の職歴				神奈川県漁業協同組合連合会等県域の団体又は全国漁業信用基金協会等の全国団体、あるいは(公財)神奈川県栽培漁業協会や(一社)神奈川県漁業無線協会等の漁業に関係する財団等での役職経験を持っている者は、漁業者委員として好ましい。 なお、2以上に当てはまる場合、より高い方の配点のみを加点する。
理事長		15				
理事・監事・評議員経験者		10				
職歴なし		0				
小計	0	50				
3	地域漁業情勢の精通度（5点）	(1) 漁業歴			漁場における様々な調整事項について、適切な判断をしその地域の代表として意見を述べるには、一定期間以上の漁業に係る経験が必要である。	
		10年以上		5		
		10年未満		0		
小計	0	5				
4	その他の評価項目（15点）	(1) 女性		5	海区委員の任命に当たっては、海区委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないが、女性漁業者は比率が少ないことから加点をすることで、偏りを正す。	
		(2) 60歳未満		5	同上の配慮について、本県漁業者は高齢化が進んでいることから、60歳未満の候補者に加点をすることで、偏りを正す。	
		(3) 漁業関係の知見を活かした国・県・市等の委員等		5	国・県・市の委員等の経験がある場合、海区委員についても職務を適正に行うことができると考えられることから評価・加点する。	
		小計	0	15		
5	推薦理由・応募動機の明確度（10点）	個人、法人・団体等が推薦した理由、又は本人が応募した動機が明確で、説得力があるか		10	推薦理由、応募動機について客観性があり、海区委員としての使命を十分理解した上での推薦・応募となっているかを確認する。	
		小計	0	10		
		点数	0	100		